

## 委託業務仕様書

### 1 委託業務名

東北の県庁所在地六市連携によるデジタルスタンプラリー実施による誘客促進業務

### 2 委託業務の目的

東北六市（青森市、秋田市、盛岡市、山形市、仙台市、福島市）では、平成23年から28年は東北六魂祭、平成29年からは東北絆まつりを開催してきたほか、国内外でのプロモーション事業にも積極的に取り組んできた。

令和4年度より開始した「東北六市連携による東北の夏祭りを活用した観光物産プロモーション」では、東北六市の夏祭り（青森ねぶた祭、秋田竿燈まつり、盛岡さんさ踊り、山形花笠まつり、仙台七夕まつり、福島わらじまつり）を、多くの方の関心を引くきっかけや素材等として活用しながら、①様々な観光情報の発信や②周遊促進、③観光物産プロモーション、④旅行商品造成等に3年間取り組み、最終的には閑散期（冬季）を含む年間を通して六市の観光客を増加させることにより、コロナ前の水準まで観光客の回復を図り、東北の交流・関係人口の拡大に寄与し、地域経済活性化を目指すこととしている。

本業務においては、②周遊促進（デジタルスタンプラリー）に取り組むこととし、祭り、食、主要観光地等を含む六市の各地点をラリースポットに設定し、参加者に六市を周遊・長期滞在させることで、六市、ひいては東北での消費拡大を促す。また、収集した行動履歴データを分析することにより、次年度以降のプロモーション事業におけるターゲット設定に生かす。

### 3 委託業務期間 契約締結日から令和6年12月27日（金）まで

### 4 委託業務内容

#### (1) デジタルスタンプラリーの実施

- ・東北および首都圏在住の20～50代の男女をメインターゲットに、夏祭り時期を中心とする3か月間（6月1日～8月31日頃を想定）のデジタルスタンプラリーを実施し、祭り、食、主要観光地等を含む60か所ずつ（六市各10か所ずつ）のラリースポットを設定すること。
- ・他のスタンプラリーとの差別化を図るため、東北の多様な魅力が伝わるテーマを設定すること。
- ・今回の60か所のスポットのほか、令和4年度から5年度に実施したスタンプラリーの掲載スポットを観光スポットとして継続発信するため、原則としてスタンプラリーシステムは「プラチナマップ」（<https://platinumaps.jp/>）の「Premium」プランを利用すること。なお、当該システムを利用しない場合は、当該スポットについて発信できる施策を行うこと。
- ・ラリーの最低達成条件の想定は以下の通り。

スポット数	その他条件
60	—

12	四市周遊
3	三市周遊
2	二市周遊
3	—

- ・参加者のインセンティブとなるよう、後述のスタンプラリー参加者数の目標数値を考慮の上、景品を準備すること。景品は、六市の伝統工芸品や特産品等のほか、六市の名産品の消費につながるものとし、その購入および発送は受注者が責任を持って行うこと。なお、景品に係る費用は最大で70万円までとする。
- ・4ページ目に記載の目標参加者数を達成するため、企画周知のための広報を行うこと。
- ・ラリースポットおよび景品の詳細については、各市と調整の上、決定すること。
- ・ラリースポットとなる地点の事業者等との連絡調整は、受注者が行うこと。
- ・契約期間中はデジタルスタンプラリーシステムの維持管理を行い、継続して利用できるようにすること。
- ・収集した行動履歴データから、ラリー参加者の属性や人気の立ち寄りスポット、選ばれやすい周遊ルート等の分析を行うこと。
- ・なお、本事業に使用する写真については、必要に応じて下記WEBページの写真を使用して差し支えない（使用にあたっては当該WEBサイトの使用条件に従うこと。）  
旅東北 フォトライブラリー  
<https://www.tohokukanko.jp/photos/index.html>  
旅東北 観光・体験  
<https://www.tohokukanko.jp/attractions/index.html>  
※観光・体験ページでは、「写真ダウンロードページへ」と記載があるコンテンツのみ、写真を使用可。
- ・このほか必要な画像がある場合は、各市へ問い合わせること。

## (2) 実施結果の分析及び報告書の作成

上記の業務の結果を取りまとめ分析した上で、事業報告書（A4版）を作成し、紙及び電子ファイル（PDF形式）を指定する納入期限までに提出すること。

記載内容：デジタルスタンプラリーシステムの構築・デザイン・制作・参加者の行動履歴データの分析結果等

納入期限：令和6年12月27日（金）

## (3) その他

上記の業務に加え、本事業の目的達成に資する独自の取組みを実施すること。

## 5 契約に関する条件等

### (1) 著作権に関する事項

受注者は、成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引渡

し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

また、本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。

受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の許可等について書面で確認を行うことを原則とする。

## 6 その他

- (1) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。
  
- (2) 本業務にあたり取得した備品・設備品等については、契約終了時に使用価値及び残存価値を有する場合、発注者が所有権を放棄する場合を除き、発注者に所有権が帰属するものとする。

【考慮する目標数値および目指す効果目標について】

	考慮する目標数値（アウトプット）		目指す効果目標（アウトカム）	
デジタルスタ ンプラリー	スタンプラリー実施期間	3か月間	スタンプラリ ー参加者数	3,500人

【想定される見積項目一覧】

- 1 デジタル周遊スタンプラリー（6月～8月想定）実施に関する経費
  - （1）スタンプラリー特設WEBページ作成・公開
  - （2）ラリーポイント 調整、システム掲載 60か所想定
  - （3）ラリーポイント表示物等作成（ポスター等）
  - （4）ラリー期間管理（参加者質問対応、応募管理、データ取得・分析）
  - （5）スタンプラリー参加促進のための広告宣伝費
  
- 2 実施結果の分析および報告書の作成に関する経費
  
- 3 独自提案に関する経費